

定 款

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人鹿児島県トラック協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、貨物自動車運送事業の適切な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - (2) 貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - (3) 貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
 - (4) 法令及び税制に関する調査、研究
 - (5) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法、その他の法令の施行の措置に対する協力
 - (6) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策とその広報、啓発
 - (7) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
 - (8) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - (9) 会員相互の連絡協調を図る施策
 - (10) 研究会、講習会及び講演会等の開催
 - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に規定する事業については、鹿児島県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

(1) 普通会員

- ア 県内において貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）を営む者（支店、営業所を含む。）
- イ 貨物利用運送事業法に係る第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者
- ウ アに掲げる運送事業者をもって組織する団体
- エ 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者

(2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同して入会する者で、理事会の承認を受けた者

- 2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める様式により書面で会長に提出し、会長の承認を得なければならない。ただし、賛助会員については、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 法人及び団体たる普通会員にあっては、法人及び団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届出なければならない。指定代表者を変更した場合は速やかに変更届出を会長に提出しなければならない。ただし、県外に主たる事務所があり、県内に従たる事務所がある法人又は団体に限る。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総普通会員の同意があったとき
- (5) 死亡したとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める様式を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 第7条の支払い義務を1年以上にわたり履行しなかったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の登録)

第11条 この法人は、第6条の承認をしたとき又は第9条の届出を受理したとき及び第10条の決議があったときはそれぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿から抹消して、かつその旨を当該会員に通知しなければならない。この場合において、退会した者又は除名された者は会員として一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

(会員の資格)

第12条 会員の資格は、会員名簿に登録されたときから生じ、会員名簿から抹消されたときに喪失する。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会员の議決権の5分の1以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第16条 会長は、総会の日々の2週間前までに、普通会员に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない普通会员の書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 委任状による議決権の行使に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

(招集手続の省略)

第17条 前条の規定にかかわらず、総会は普通会员全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、普通会员1名につき1個とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第21条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総普通会員の半数以上であって、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 普通会員は、この法人の他の普通会員に対し議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任を受けた者は委任状をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。
- 3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。
- 4 第1項の規定により提出された委任状は、総会の日から3箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 普通会員は、この法人の業務時間内はいつでも委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第23条 普通会員は、総会において書面により議決権の行使を行うことができる。

- 2 前項の規定により、書面によって行使した議決権の数は、出席した普通会員の議決権の数に算入する。
- 3 第1項の規定により提出された書面は、総会の日から3箇月間主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 普通会員は、この法人の業務時間内はいつでも書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上20名以内

(2) 監事 5名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

なお、1名を常務理事として置くことができる。

3 前項の会長及び副会長1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって普通会員の中から選任する。

2 会計監査人は、総会の決議によって選任する。

3 理事会は、理事の中から会長、副会長、専務理事及び常務理事を決議により選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長の特命を受けて職務を担当する。

4 専務理事は、会長を補佐して、事務局を統括する。

5 常務理事は、その担当業務につき会長及び専務理事を補佐し、会務を執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で、2回以上理事会でその報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事が第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

第32条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

第6章 顧問

(顧問)

第33条 この法人に、任意の機関として顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会の運営及び総会に提出する議案の決定
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集請求があったとき

(3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第8章 正副会長会

(構成)

第41条 この法人に、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長、全ての副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(権限)

第42条 正副会長会は、次の職務を行う。

(1) 理事会の運営に関すること

(2) 理事会に提出する議案の検討

(3) 理事会を開くいとまがない場合における緊急事項

2 前項第3号の議決事項は、次の理事会においてその承認を得なければならない。

(種類及び開催)

第43条 正副会長会は、通常正副会長会と臨時正副会長会の2種とする。

2 通常正副会長会は、毎年4回開催する。

3 臨時正副会長会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第44条 正副会長会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が招集する。

(議長)

第45条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長に事故があるときは前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第46条 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く会長、副会長、専務理事及び常務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第47条 正副会長会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した議長は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

第9章 支 部

(支部)

第48条 この法人の活動と事業の円滑な運営を図り第3条の目的を達成するため、県内に支部を置く。

2 支部を設置する地区及びその範囲については、理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。

3 支部の設置及び運営については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第10章 委員会・部会

(委員会、部会)

第49条 この法人に、委員会及び部会を置く。

(委員会の職務)

第50条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し、及び理事会から付託された事項についてその実現に努力する。

(委員会の招集及び議長)

第51条 委員会は、委員長のと請により会長が招集する。委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別その他)

第52条 委員会の種別、構成並びに委員長の選任方法その他については理事会の承認を経て会長が別に定める。

2 委員会に小委員会を設けることができる。

(部会の職務)

第53条 部会は、事業種別ごとの固有の問題について会長の諮問に応じ会長に建策する。

(部会の招集、議長、種別その他)

第54条 部会の招集、議長、種別その他については、第51条及び第52条の規定を準用する。

第11章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第12章 資産及び会計

(事業年度)

第56条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第57条 この法人の資産は、会費、寄付金及び地方公共団体からの補助金並びにその他の収入からなるものとする。

(近代化基金)

第58条 本会の資産のうち、次に掲げるものを近代化基金(以下「基金」という。)とする。

(1) 補助金の一部

(2) 理事会において基金に繰り入れることを決議した財産

(資産の管理)

第59条 この法人の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第60条 この法人は、第67条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第61条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還手続については、理事会の決議により別に定めるものとする。

(補助金の使途)

第62条 補助金は、第4条各号に掲げる事業のうち、関係行政庁の承認を得た事業について使用する。

(事業計画及び収支予算)

第63条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を

受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第64条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第65条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第67条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第68条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は

当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第69条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第70条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第15章 補 則

(委 任)

第71条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款の施行前に社団法人鹿児島県トラック協会の会員であった者は、この定款上の普通会員、顧問であった者は顧問とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事

外園輝蔵、有馬泰祐、堂原吉明、黒木一正、松元健一、庵之下周一、中村利秋、伊福透、川畑勝、鳥部敏雄、中島純和、脇通吉、友清貴和、田所泰博、沖田健一、

監 事

田代豊幸、芳田明、矢野健、濱田公介、堀口洋輔

- 4 この法人の最初の代表理事は、外園輝蔵、堂原吉明、業務執行理事は、松元健一、庵之下周一、会計監査人は、中崎公認会計士事務所 中崎隆穂とする。
- 5 第3項の理事のうち、会長、副会長、専務理事及び常務理事は次に掲げる者とする。

会 長 外園輝蔵

副 会 長 有馬泰祐、堂原吉明、黒木一正

専務理事 松元健一

常務理事 庵之下周一

- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第56条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。